

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年9月1日 第15号
件 名	消費税率5%への引き下げを求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

2019年10月の消費税率10%への引き上げと、その後の新型コロナウイルス感染症の広がりによって日本経済と国民生活は厳しい状況が続いています。

毎年全国各地で発生する豪雨災害からの復旧や、生活再建のためにも消費税の負担が重くのしかかります。また、多くの中小業者の方々は必死の経営努力を続けていますが、家賃や人件費など固定費の支払いにも行き詰まる事態で、コロナ対策の支援金が消費税負担で消えかねません。

世界では、62の国・地域で日本の消費税にあたる付加価値税の減税が実施・予定されているにも関わらず、日本では日々の生活必需品はもとより、コロナ感染予防に必須の手洗いの水道代、アルコール消毒液、マスクにも10%の消費税がかけられています。

このもとで、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしていますが、これは免税業者を取引から排除しかねないもので、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、事業者だけでなく、ベンチャーやフリーランスなど広範な国民に被害を及ぼすものです。

消費税は生活費に丸々課税され、低所得者ほど負担が重くなる不公平な税制です。今こそ、憲法に基づいて「生活費には課税しない」「能力に応じて負担する」という税制に転換すべきです。

以上の趣旨により、次のことを請願します。

請願事項

- 1 消費税率を5%に引き下げること。
- 2 消費税の「複数税率」と「インボイス制度」は直ちに廃止すること。